

東大和市立小・中学校 アレルギー疾患への 対応マニュアル

令和2年2月改訂

東大和市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 総論	2
1 策定の理由	2
2 調布市の事故を教訓に	2
3 アレルギー疾患に対応するために理解をしておくべき資料	3
4 アレルギー疾患への対応	3
(1)「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」によるアレルギー疾患の把握	3
(2) 学校給食における食物アレルギーへの対応	5
第2章 食物アレルギーへの具体的な対応	7
1 食物アレルギーに対応するための基本的な方針	7
2 食物アレルギーのある児童・生徒を把握する方法	8
3 食物アレルギーについて「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が提出された場合の学校の対応	10
(1)「食物アレルギー個別取組プラン」の作成	10
(2) 食物アレルギーへの対応に必要な様式	11
(3) 保護者と学校管理職等との面談の実施	11
(4) 平常時からの備え	14
(5) 緊急時の対応	15
(6) エピペンを持つ児童・生徒への対応	17
(7) 食物アレルギーに対する学校の役割	19
(8)「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を提出しない場合の学校の対応	20
4 詳細な献立情報の提供を求められた場合（「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」不提出）の学校の対応	20
5 食物アレルギーはあるが、保護者が学校生活において特別な配慮は必要ではなく、詳細な献立表も必要ない意思表示をしている場合の学校の対応	21
(1)「アレルギー献立表（家庭対応用）」の提供	21
(2) 保護者への配布	21
第3章 食物アレルギー以外のアレルギー疾患への具体的な対応	22
1 食物アレルギー以外のアレルギー疾患を把握するための保護者への通知	22
2 食物アレルギー以外のアレルギー疾患について「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が提出された場合の学校の対応	22
(1) 保護者と学校管理職等との面談の実施	22
(2) 教職員全員の共通理解	23
(3) 緊急時の対応	23
(4) アレルギー疾患の治療薬を持つ児童・生徒への対応	23
(5) アレルギー疾患に対する学校の役割	23
様式の一覧	24
制定・改訂の経過	24

はじめに

1 マニュアルの活用方法

本マニュアルは、食物アレルギーを含むアレルギー疾患のある児童・生徒へ適切に対応するため策定したものです。情報量が多くなっています。

そこで、マニュアルの内容について、平常時の事故防止のための対応を①「食物アレルギー対応のフローチャート」(資料1)に集約したので、緊急時の対応②「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」(資料2)とともに、いつでも確認できるよう、職員室に掲示しておいてください。

【職員室に常に掲示しておく資料】

資料1 食物アレルギー対応のフローチャート

資料2 食物アレルギー緊急時対応マニュアル

2 学校給食における対応

本マニュアルは、学校におけるアレルギー対応についてまとめたものですが、学校給食についても、症状が重篤となる以下の食材の使用を禁止し、学校における食物アレルギー事故を防止します。

また、平成29年4月からは、アレルギー除去食対応を開始し、さらに令和2年4月からは、代替食対応を実施することにより、更なる充実を図ります。

【禁止食材】

(平成25年8月から禁止)

・ピーナッツ

・くるみ

(平成25年10月から禁止)

・カシューナッツ

【除去食】

(平成29年4月から開始)

・卵、乳、えび、かに、キウイフルーツ、アーモンド

【代替食】

(令和2年4月から開始)

・「牛乳、乳飲料」及び「パン」の代替食として「豆乳」及び「乳抜きパン」を提供

第1章 総論

1 策定の理由

平成24年12月20日（木）、調布市内の小学校において、食物アレルギーのある5年女子児童が、給食を食べた後、気分が悪くなり、救急搬送されましたが、アナフィラキシーショックの疑いにより死亡するという事故が発生しました。亡くなられた児童には、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

アレルギー疾患は、アレルギー物質と呼ばれる特定の成分を含むものに触れる、食べる等を行うことで、皮膚のかぶれ、目の充血等の軽い症状から、激しいおう吐、呼吸困難、血圧低下による意識低下等の重い症状まで、様々な症状が出る疾患です。現在では、“アレルギー疾患は、まれな疾患ではなく、学校保健を考える上で、既に、学校に、学級に、各種のアレルギー疾患の子どもたちが、多数在籍しているということを前提としなければならない状況となっている”とされています。

学校におけるアレルギー疾患への対応については、平成20年3月に当時の財団法人日本学校保健会が作成した、『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』の活用が求められています。このガイドラインの中では、学校で配慮するアレルギー疾患として、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、食物アレルギー（アナフィラキシー）、アレルギー性鼻炎の5種類が示されていますが、特に食物アレルギーのある児童・生徒については、今回の調布市の事故のようにアナフィラキシーショックにより生命に大きく影響を及ぼす可能性があるため、学校内での適切な対応が必要となります。

東大和市教育委員会では、児童・生徒の生命と健康を守ることを目的に、学校におけるアレルギー疾患のある児童・生徒への対応について統一化を図るため、『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』、『保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック』を参考に、このマニュアルを作成しました。

学校におけるアレルギー疾患への対応は、学校、保護者、児童・生徒、教育委員会が一体となって、対応をしていくことが重要です。

学校の教職員全員が、このマニュアルの内容について、十分理解し、食物アレルギーを含むアレルギー疾患のある児童・生徒への適切な対応をお願いします。

2 調布市の事故を教訓に

調布市教育委員会では、今回の事故を受けて、調布市立学校児童死亡事故検証委員会を設置し、事故の検証を行い、平成25年3月には『調布市立学校児童死亡事故検証結果報告書』を、平成25年7月には『調布市アレルギー事故再発防止検討結果報告書』を作成しました。その後、平成25年11月に策定した『調布市教育委員会 食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針』及び『食物アレルギー事故再発防止 重点的な取組』を具現化するため、平成26年4月に『調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル』を策定しました。

教職員は、これら報告書等を必ず読むようにお願いします（報告書等は、調布市のホームページにも掲載されています。）。

この事故を教訓に、食物アレルギーによる事故は、いつでも、どこでも起こり得るといふ認識をもち、児童・生徒の生命と健康を守る教職員全員が、このような事故を二度と起こさないという強い決意を持ち、アレルギー疾患対応をすることが重要です。

3 アレルギー疾患に対応するために理解をしておくべき資料

(1) 次の資料は、必ず読み、理解をしておいてください。

- ① 『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（平成20年3月財団法人日本学校保健会（当時））』
- ② 『保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック（平成22年3月東京都福祉保健局）』（DVD付き）
- ③ 『食に関する指導の手引—第1次改訂版—（平成22年3月文部科学省）』
- ④ 『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン要約版（平成22年2月文部科学省）』
- ⑤ 『学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月文部科学省）』

(2) 次のホームページの情報や資料をご活用ください。

- ① 厚生労働省（『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』、『保育所におけるアレルギー対応ガイドラインQ&A』など）
- ② 公益財団法人日本学校保健会（『学校のアレルギー疾患に対する取り組みQ&A』）

4 アレルギー疾患への対応

(1) 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」によるアレルギー疾患の把握

① 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」とは

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」（様式1）の活用については、『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』に示されています。当市では、平成23年度（新小学校1年生については平成22年の就学時健康診断時に配布）から、この「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を基に、次の5種類のアレルギー疾患について、その症状等の特徴を把握することにしています。

- ア 気管支ぜん息
- イ アトピー性皮膚炎
- ウ アレルギー性結膜炎
- エ 食物アレルギー（アナフィラキシーの有無）
- オ アレルギー性鼻炎

② 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出について

学校において、アレルギー疾患への取組を行うにあたっては、個々の疾患の特徴を知り、それを踏まえたものであることが重要です。

また、アレルギー疾患の特徴としては、同じ疾患の児童・生徒であっても個々の児童・生徒で症状が大きく異なるということ、また、疾患によっては、その症状の変化がとても速いことが挙げられます。

学校においては、児童・生徒のアレルギー疾患を正確に把握し、それぞれの児童・生徒にあった対応をする必要があります。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」については、“学校生活で特別な配慮が必要かどうか”が提出の必要・不必要の判断基準となります。

特に、重いアレルギー症状が発症する可能性のある児童・生徒については、万が一、学校で症状が発症した場合に適切に対応する必要がありますので、保護者へ「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の趣旨と目的を説明し、必ず提出していただくよう対応をお願いします。

アレルギー疾患と関連の深い学校での活動は、次表のとおりですので、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出の参考にしてください。

学校活動		気管支ぜん息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性結膜炎	食物アレルギー・アナフィラキシー	アレルギー性鼻炎
1	動物との接触を伴う活動	○	○	○		○
2	花粉・ホコリの舞う環境での活動	○	○	○		○
3	長時間の屋外運動	○	○	○		○
4	運動（体育・クラブ活動等）	○	○	△	△	△
5	プール	△	○	○	△	
6	給食		△		○	
7	食物・食材を扱う授業・活動		△		○	
8	宿泊を伴う活動	○	○	○	○	○

○：症状によっては注意を要すると思われる活動

△：症状によっては時に注意を要する活動

（『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』P.8より）

③ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出頻度

『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』では、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」について、症状等に変化がない場合であっても、学校生活での配慮や管理が必要な間は、毎年提出を求めることとされています。毎年提出を求めるのは、幼少期のアレルギー症状は、成長とともに変化する場合がありますため、児童・生徒のアレルギー症状を正確に把握する必要があるからです。

このことから、平成25年度から、学校生活で特別な配慮が必要な場合には、症状等の変化のあるなしに関わらず、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を、毎年1回、保護者に提出してもらうようにしています。

なお、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の作成には、医師の証明が必要であるため文書料が発生します。この文書料につきましては、保護者の負担となることから、学校では、保護者への丁寧な説明に努めてください。

(2) 学校給食における食物アレルギーへの対応

学校給食については、給食センター方式により給食の提供をしています。

給食センター内にアレルギー食調理室を設け、市が定めたアレルギー物質を含む献立の場合は、アレルギー物質を除去した給食の提供をします。

また、アレルギー除去食における乳除去対象者のうち希望者に対し、「牛乳、乳飲料」及び「パン」の代替食として、「豆乳」及び「乳抜きパン」を提供します。

この他、給食センターでは、希望する保護者に詳細な献立情報を提供しています。この献立情報により、食物アレルギーのある児童・生徒の原因物質（成分）が入っているかどうか分かるようになっています。

① 申込みの流れ

ア 食物アレルギーについて学校生活で特別な配慮が必要な児童・生徒の場合には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必要になります。

アレルギー除去食・代替食の提供が必要な場合は、更に「アレルギー除去食対応等申請書」（様式14）の提出が必要になります。

また、詳細な献立のみ必要な児童・生徒の場合には、「アレルギー情報提供依頼書」（様式2-1）の提出が必要となります。

なお、年度途中で、除去食・代替食の変更または除去食・代替食の提供がなくなつた場合には「アレルギー除去食等変更申請書」（様式15）の提出が、また、情報提供の必要がなくなつた場合には「アレルギー情報提供停止依頼書」（様式2-2）の提出が必要となります。

イ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」、「アレルギー除去食対応等申請書」及び「アレルギー情報提供依頼書」の提出先は、各学校にお願いします。

ウ 学校は、提出された「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」については写しを、「アレルギー情報提供依頼書」については原本を、速やかに給食センターに送付します。

エ 提出された後、保護者面談を実施し、給食センターから学校経由で、毎月、アレルギー献立表等を保護者にお渡しします。

オ アレルギー献立表等は、給食コンテナ配送時に学校へ1部届けます。

カ 受取後、学校内で必要部数をコピーし、保護者に渡してください。

② 給食費の取扱い

ア アレルギー疾患により給食の一部を食べない場合には、給食費を減額することはできません。

イ 学校を通じて給食を食べない（停止）手続きをした場合には、給食費はかかりません。

ウ 乳アレルギー等で牛乳を飲めない場合で、「アレルギー除去食対応等申請書」（様式14）により保護者から申し出があつたときは、毎日給食から飲用の牛乳及び乳飲料を除きます。牛乳及び乳飲料の代金は、3月に精算し、給食費納入口座へ返金します。

エ アレルギー除去食・代替食の場合は、通常の給食費と同額となります。

③ アレルギー除去食の提供について

市が定めるアレルギー物質が含まれる場合に、給食センターのアレルギー食調理室において、該当する主食又は副菜などの除去食を調理し提供します。

④ アレルギー代替食の提供について

アレルギー除去食における乳除去対象者のうち希望者に対し、「牛乳、乳飲料」及び「パン」の代替食として、「豆乳」及び「乳抜きパン」を提供します。

⑤ 詳細な献立情報について

給食センターから、提供する献立情報は、次のとおりです。保護者の希望により提供します。

ア 「除去食・代替食対応献立表」(様式16)

毎月の献立の料理ごとに原因物質(成分)がある場合は、除去食・代替食に変更した内容が示されます。なお、料理の内容によって除去食の提供ができない場合(例:オムレツで卵を除去できない場合等)には、その旨が表示されます。

イ 「アレルギー献立表」(様式3)

毎月の献立の料理ごとに原因物質(成分)の表示があり、×印が付いています。

ウ 「詳細献立表」(様式4)

毎月の献立の料理ごとに使用されている食材の一覧が示されています。

第2章 食物アレルギーへの具体的な対応

◎「食物アレルギー対応のフローチャート」を参照してください。

1 食物アレルギーに対応するための基本的な方針

食物アレルギーへの対応については、『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』及び『保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック』を参考に、次の取扱いを基本的な方針とします。

- (1) 食物アレルギーに対して、学校において特別な配慮が必要な場合には、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を必ず提出してもらい、それに基づき対応をする。「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」は、症状等の変化のあるなしに関わらず、毎年1回は、必ず提出してもらう。
- (2) 学校給食時における特別な配慮において、除去食・代替食を希望する場合には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「アレルギー除去食対応等申請書」を毎年1回は、必ず提出してもらう。
- (3) 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出された場合には、保護者と校長又は副校長、担任、養護教諭、栄養教諭等が面談を行い、学校で行う特別な配慮の内容、緊急時の対応などの情報共有をする。

学校における対応については、次のとおりとする。

① アレルギー除去食・代替食対応

- ・給食センターが作成する除去食・代替食対応献立表の情報を保護者と担任等に提示し、それを元に学校管理職が確認する。
- ・各担任に手渡しされた除去食・代替食を当該児童・生徒に渡し食べるようにする。
(Ⓢおかわりによるアレルギー物質の誤飲食などが考えられるため注意する)

② 詳細な献立表対応

給食センターが作成する学校給食の詳細な献立情報を保護者と担任等に提示し、それを元に保護者や担任などの指示又は児童・生徒自身の判断で学校給食から原因物質を除外しながら食べるようにする。(Ⓢ誤飲食が考えられるため、保護者の意向を十分に確認してください。)

③ 一部弁当対応

アレルギーの原因物質が入った食物を盛り付けない。その代わりに、保護者と連携し、一部弁当対応を認める。

④ 完全弁当対応

すべての学校給食に対して弁当持参を認める。

- (4) 学校において行うことができる特別な配慮が別にある場合には、その具体的な配慮については、児童・生徒の食物アレルギーの症状、学校の事情などを考慮して、保護者と面談をして決定することも可能とする。
- (5) 食物アレルギーに対して、学校において特別な配慮が必要でないが詳細な献立情報を希望する保護者には、給食センターから詳細な献立情報を提供する。

2 食物アレルギーのある児童・生徒を把握する方法

(1) 保護者への通知

アレルギー疾患があるかどうかの把握は、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必要です。また、幼少期のアレルギー症状は成長とともに変化する場合があることから、児童・生徒のアレルギー症状を正確に把握し、学校で適切な対応をするために、1年に1回、保護者に通知を出し、児童・生徒のアレルギーに関する変化を把握します。

保護者通知は、様式5-1（小学校在校生用）、5-2（新小学校1年生～新小学校6年生用）、様式5-3（新中学校1年生用）、様式5-4（中学校在校生用）、様式5-5（中学校転入生用）であり、次のことについて把握します。

- ① 児童・生徒にアレルギー疾患があるかないか。
- ② 児童・生徒にアレルギー疾患があった場合に、学校生活において特別な配慮が必要か不要か。学校生活において特別な配慮が必要な場合には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を保護者に求めます。
- ③ 学校生活において特別な配慮が不要の場合であっても、給食センターが作成する給食の詳細な献立情報が必要か不要か。給食の詳細な献立情報が必要な場合には、「アレルギー情報提供依頼書」の提出を保護者に求めます。

(2) 保護者通知の送付時期等

新小学校 1年生	<p>① 前年10月又は11月の小学校就学時健診時に、新1年生全員から「食物アレルギー調査票」（様式5-2）の提出を受けるとともに、保護者の申出に基づき配慮を要す場合には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を、配慮不要の場合でも給食の詳細献立情報が必要なときは「アレルギー情報提供依頼書」を保護者に配布します。</p> <p>② 1月又は2月の小学校入学説明会で、保護者から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」又は「アレルギー情報提供依頼書」の提出を受けます。</p>
小学校 在校生	<p>① 前年11月に教育委員会からの依頼に基づき、小学校において「食物アレルギー調査票」の提出について（お願い）（様式5-1）及び「食物アレルギー調査票」（様式5-2）を配布します。</p> <p>② 通知を配布した後に、保護者から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」又は「アレルギー情報提供依頼書」の請求があった場合には、小学校から保護者に配布します。</p> <p>③ 1月又は2月に提出期限を定め、小学校で保護者から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」又は「アレルギー情報提供依頼書」の提出を受けます。</p>

小学校 転入生	在籍校において、随時、「食物アレルギー調査票」（様式5-2）を配布し、必ず提出を受けるとともに、配慮を要す場合には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の、配慮不要の場合でも給食の詳細献立情報が必要なときは「アレルギー情報提供依頼書」の提出を受けます。
新中学校 1年生	<p>① 前年11月に教育委員会からの依頼に基づき、小学校において6年生に対し「食物アレルギーの状況把握について」（様式5-3）を配布し、市内の中学校に進学する予定の児童全員から、中学校における「食物アレルギーに関する調査回答票」を回収します。</p> <p>② 前年11月又は12月に、回答された内容から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」又は「アレルギー情報提供依頼書」が必要な保護者には、小学校から配布し、1月末までには、回収します。</p> <p>③ 小学校では、1月末までに、中学校における「食物アレルギーに関する調査回答票」（全員分）、必要に応じて提出された「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」及び「アレルギー情報提供依頼書」を取りまとめ、入学予定の中学校に送ります。</p>
中学校 在校生	<p>① 前年11月に教育委員会からの依頼に基づき、中学校において「食物アレルギーの状況把握について」（様式5-4）を配布します。</p> <p>② 通知を配布した後に、保護者から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」又は「アレルギー情報提供依頼書」の請求があった場合には、中学校から保護者に配布します。</p> <p>③ 1月又は2月に提出期限を定め、中学校で保護者から「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」又は「アレルギー情報提供依頼書」の提出を受けます。</p>
中学校 転入生	在籍校において、随時、「食物アレルギーの状況把握について」（様式5-5）を配布し、必ず「食物アレルギーに関する調査回答票」の提出を受けるとともに、配慮を要す場合には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の、配慮不要の場合でも給食の詳細献立情報が必要なときは「アレルギー情報提供依頼書」の提出を受けます。

3 食物アレルギーについて「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が提出された場合の学校の対応

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」により食物アレルギーがあるとされた児童・生徒に対しては、保護者と学校管理職等と面談を行い、児童・生徒の食物アレルギーについて十分理解をし、学校内で情報共有をして適切な対応をしてください。

(1) 「食物アレルギー個別取組プラン」の作成

『保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック』P. 1では、食物アレルギー疾患のある児童・生徒に対し、学校生活において特別な配慮をする場合には、「食物アレルギー個別取組プラン」を作成することが必要であるとされています。これは、学校給食、食物・食材を扱う活動、宿泊を伴う活動などの学校生活における具体的な配慮について、明らかにし、確実に実施していくためのものです。

また、『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』P. 15では、個別の取り組みプランについて、次のように記載されています。

「取り組みプラン」は、個々の児童生徒に対して必要な取り組みを学校の実状に即して行うために、学校が立案し保護者と協議し決定するもので、以下の内容が含まれるものと考えられます。

- (1) アレルギー疾患のある児童生徒への取り組みに対する学校の考え方
- (2) 取り組み実践までのながれ
- (3) 緊急時の対応体制
- (4) 個人情報管理及び教職員の役割分担
- (5) 具体的な取り組み内容（個々の児童生徒で異なる対応）

上記の(1)～(4)は学校ごとに決定される内容、(5)は管理指導表に基づき個々の児童生徒ごとに作成される内容です。「取り組みプラン」は、各学校の実情に合わせて作成してください。

このようなことから、各学校において、食物アレルギーのある児童・生徒に特別な配慮をする場合には、「食物アレルギー個別取組プラン」を作成することになりますが、その様式については、各学校の実情に合わせて作成してください。

なお、参考として、『保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック』の参考様式4に準じて作成した「食物アレルギー個別取組プラン」を様式8として載せてありますので、必要に応じてご活用ください。

(2) 食物アレルギーへの対応に必要な様式

	様式名称	様式番号	作成者	様式の目的
1	学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)	様式 1	保護者を通して主治医	児童生徒の食物アレルギーの症状などについて、医師の診断に基づいて正確に把握するもの
2	家庭における食物除去の程度確認表(保護者記入用)	様式 6	保護者	家庭における食物の除去の状況を把握するもの
3	食物アレルギーに対する保護者面談記録表	様式 7	学校で作成し、保護者の確認・同意	「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の補足確認と、緊急時の対応、学校生活での配慮などを保護者から聞き取るためのもの
4	食物アレルギー個別取組プラン	様式 8	学校で作成し、保護者の確認	学校で行う個別の特別な配慮についてまとめたもの。全職員で共有するもの
5	緊急時対応カード (対応チェックシート)	様式 9		アナフィラキシーを発症したときの具体的な対応策についてまとめたもの。全職員で共有するもの
6	緊急時対応カード (記録用紙)	様式 10	学校	緊急時に行った対応を記録するもの

(3) 保護者と学校管理職等との面談の実施

① 保護者との面談による共通理解

食物アレルギーについて「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」が提出された場合には、保護者と十分な話し合いを行ってください。特に、アナフィラキシー症状があるとされた児童・生徒に対しては、慎重な対応を心がけてください。

児童・生徒のアレルギー症状や、学校生活での配慮の内容等については、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」にも記載されていますが、それだけでは、情報が不十分のため、必ず保護者と面談をし、保護者の希望と学校でできることについて、相互理解を図ることが大切です。

アドレナリン自己注射薬(以下「エピペン」)や内服薬を処方されている場合は、薬の管理体制や緊急時の教職員の役割分担等について検討してください。

実施時期、確認内容等は、以下を参考としてください。

ア 実施時期

面談は、新年度4月から学校において適切な対応ができるようにするため、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」が提出された後から3月までの間に行ってください。

イ 参加者 保護者、校長又は副校長、担任、養護教諭、栄養教諭等

ウ 面談時の確認事項

(ア) 食物アレルギーの症状等の把握

- a 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の内容の確認（該当項目の確認、医師の証明、詳細献立表の種類及び学校側への情報提供同意の確認など）
- b 「家庭における食物除去の程度確認表（保護者記入用）」（様式6）の確認
- c 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の補足確認など（「食物アレルギーに対する保護者面談記録表」（様式7）の作成）

(イ) 緊急時の対応

- a 緊急時の対応の確認（「緊急時対応カード」（様式9）の確認）
- b エピペンや内服薬等の管理及び使用の方法並びに教職員の対応方法の確認

(ウ) 学校生活における特別な配慮

- a 給食時間（担任の役割、補教者の役割、児童・生徒の理解、弁当持参の有無、盛り付けの可否など）
- b 食物・食材を扱う授業・活動
- c 校外学習、移動教室及び修学旅行

② 面談時の主な注意点

ア 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の食物アレルギー及びアナフィラキシーの欄の項目について、1つずつ確認をしてください。なお、「医療機関及び医師の署名・押印」、「学校での情報共有同意欄の署名」、「給食課への情報提供同意欄」については、必ず記入漏れのないようにしてください。

イ 除去食・代替食を希望する場合は、コンタミネーション（微量混入）の可能性等を十分説明し、理解してもらってください。

ウ 保護者から家庭における「食物除去の程度確認表（保護者記入用）」を作成してもらい、家庭での食物除去の状況を把握してください。家庭で除去管理を行っていない場合には、学校生活での特別な配慮は不要であると判断します。

エ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の項目だけでは、学校での具体的な対応が分からないことから、「食物アレルギーに対する保護者面談記録表」により、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の補足確認を行ってください。

オ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」各項目の欄の読み方については、『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』P.59～79を参考にしてください。

カ 食物アレルギーの診断根拠が「IgE抗体等検査結果」だけの場合には、幼少期に受けた診断がそのままになっていないか、保護者の思い込みや間違った指導などで過剰な食物除去になっていないかなどについて保護者への確認が必要です。これは、「IgE抗体等検査」だけでは、食物アレルギーの診断はできず、食物アレルギーの原因物質を特定するためには、食物負荷試験が必須とされているからです。

（『学校のアレルギー疾患に対する取り組みQ&A』の「Q22」（公益社団法人日本学校保健会）、『保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急

時対応ガイドブック』P.24～27参照)

- キ 緊急時の対応や学校生活における特別な配慮については、面談時に、「食物アレルギーに対する保護者面談記録表」により聞き取ってください。
- ク 特に、緊急時の対応については、「緊急時対応カード」により保護者と確認してください。

③ 学校給食時における特別な配慮の確認

『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』P.41によれば、保育所の給食・離乳食の工夫・注意点の中に次のような項目があります。

『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』（平成31年4月厚生労働省）P.41（抜粋）

③ アレルギー食対応の単純化

原因食物の除去といっても、その除去のレベルは患者によって様々です。例えば牛乳アレルギー一つをとっても、“完全除去”指導から、“混入程度はよい”、“25mlまでならよい”、“100mlまでならよい”などと千差万別です。さらに、“パン程度の使用ならよい”などと曖昧な指示しかないこともあります。こうした個々の自宅での対応レベルをそのまま給食に適用しようとすると、調理や管理が煩雑となるだけでなく、誤食発生の遠因にもなります。また即時型の食物アレルギーが治っていく過程において感冒・胃腸炎などの体調の変化などでも普段は食べられている量でも症状が誘発されることがしばしば認められます。このため、保育所における食物アレルギー対応の基本は、子どもが安全に保育所生活を送るという観点から“完全除去”か“解除”の両極で対応を進めるべきです。つまり、保育所においては一つずつの原因食品に関して、医師の指導の下で、自宅などでの摂取により、安全が確認された後に、除去していた食物の解除を進めるということです。

この趣旨を学校給食に適用した場合には、誤飲食を防止し、安全に学校生活を送るという観点から、アレルギーの原因物質が入った食物については、“完全除去”か“解除”の両極で対応を進めることが望ましいと言えます。

このことから、学校給食時における特別な配慮については、原則として、次のとおりとします。ただし、学校において行うことができる特別な配慮が別にある場合には、その具体的な配慮については、児童・生徒の食物アレルギーの症状、学校の事情などを考慮して、保護者と面談をして決定をすることも可能とします。

ア 除去食・代替食対応

除去食・代替食は、市が指定する物質を対象として行うため、その他のアレルギー物質については、各項目に基づいて対応してください。

イ 詳細な献立表対応

食物アレルギーの原因物質が含まれる食物を食べるか否かについて、児童・生徒本人が判断できる場合には、給食センターが作成する学校給食の詳細な献立情報に基づき、保護者や担任などの指示又は児童・生徒自身の判断で学校給食の食物から原因物質を除外しながら食べるようにする。（注誤飲食が考えられるため、保護者

の意向を十分に確認してください。)

ウ 一部弁当対応

食物アレルギーの原因物質が含まれる食物を除くことができる場合には、給食配食の際に、担任と児童・生徒本人がアレルギー献立表を確認して、食物アレルギーの原因物質が含まれる食物を盛り付けない。盛り付けない食物を補うため、保護者と連携し、一部弁当対応を認める。

エ 完全弁当対応

学校給食では対応できないと認められる場合に、すべての学校給食に対して弁当持参を認める。

④ 保護者との最終確認について

学校内で検討した対応等について、保護者と最終確認してください。学校で作成した「食物アレルギーに対する保護者面談記録表」を保護者に示し、署名、捺印を受け、保管しておいてください。

なお、食物アレルギーについて児童・生徒の症状が変化した場合には、保護者から直ちに連絡をもらうとともに、改めて、面談を実施するようにしてください。

そして、この保護者面談の内容を踏まえ、児童・生徒ごとの「食物アレルギー個別取組プラン」を作成してください。

(4) 平常時からの備え

① 食物アレルギー対応委員会の設置

学校においては、管理職、養護教諭、学級担任等を中心に「食物アレルギー対応委員会」を設置して、食物アレルギーのある児童・生徒への対応について再確認をするとともに、情報共有を図ってください。

アレルギー症状が予期せぬ場面で起きた場合は、近くにいる教職員が適切な対応をとることが重要です。このため、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が提出されている児童・生徒については、「食物アレルギー個別取組プラン」や「緊急時対応カード」に基づき、情報を共有しておいてください。

また、緊急時にあわてずに対応できるようにするため、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」やエピペンの保管場所、AEDの設置場所等についても理解しておくとともに、ヒヤリハット事例の検証等も行ってください。

② 緊急時の役割分担の決定、定期的な校内訓練及び研修の実施

緊急時にあわてずに対応できるようにするため、教職員の役割分担をあらかじめ決めておくとともに、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に基づき、定期的な校内訓練（年2回以上）を実施してください。また、エピペン練習用トレーナーを使用した定期的な研修（年1回以上）を実施してください。

役割分担を決定するにあたっては、次の点に留意してください。

ア 管理職は、状況を把握、分析して対応を決定する。

イ 児童・生徒のケア、救急車の要請をする者など、短時間で対応できるよう複数に

分担する。

ウ 管理職、養護教諭、担任がそれぞれ不在の場合も想定して役割分担を決めておく。

《主な役割について》

教職員	主な役割
リーダー	・教職員への指示
連絡する係	・人を集める ・保護者、主治医への連絡 ・救急車要請（119番通報）
準備する係	・内服薬、エピペン準備 ・AED準備
記録する人	・症状、対応を記録
その他応援職員	・他の児童・生徒対応 ・AED心肺蘇生 ・救急車誘導 など

エ 食物アレルギー・アナフィラキシー症状があり、エピペンを携帯する児童・生徒に対しては、校内で事故等が発生した際に、迅速かつ適切に対応する必要があるため、エピペンは誰でも使用できるようにしておく。

そのため、年に1回以上、校内においてエピペン練習用トレーナーを使用する研修を実施し、教職員全員がエピペンの打ち方の練習をする。

なお、エピペンを携帯する児童・生徒がいない学校でも、転入生等にいつでも対応できる校内体制が必要なため、研修は必ず実施する。

(5) 緊急時の対応

緊急時においては、次ページの緊急時対応のフローチャートに従い、対応してください。

この際、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」や公立昭和病院、災害医療センターの医師への相談（以下、(注)「アナフィラキシー対応ホットラインについて」参照）等により、緊急性の高いアレルギー症状であるか、直ちにエピペンを打つか等の判断を行うこととなりますので、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」の保管場所は、必ず教職員全員が把握しておいてください。

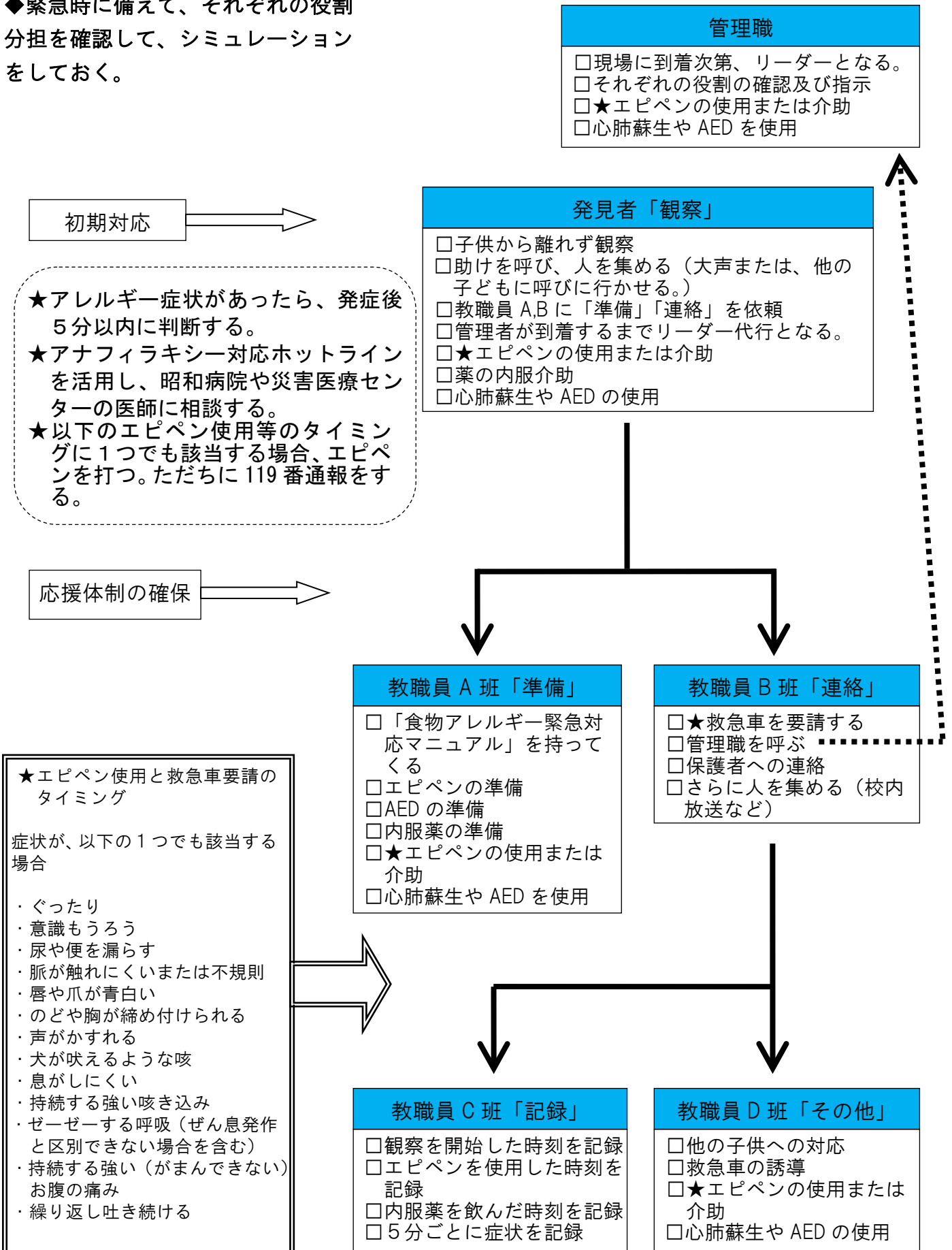
◎詳しくは、食物アレルギー緊急時対応マニュアルを参照してください。

(注)「アナフィラキシー対応ホットライン」について

公立昭和病院や災害医療センターでは、「アナフィラキシー対応ホットライン」を開設し、園児及び児童・生徒の学校生活等におけるアナフィラキシー発生時に対応するため、電話により、救急搬送の受入れやアレルギー症状の判断等に係る相談を行っています。

緊急時対応のフローチャート

◆緊急時に備えて、それぞれの役割分担を確認して、シミュレーションしておく。



(6) エピペンを持つ児童・生徒への対応

① エピペンについて

ア エピペンとは

エピペンはアナフィラキシー症状の補助治療薬として自己注射し、使用するものです。症状が発現した際に、迅速に注射するために、児童・生徒本人が携帯・管理することが原則です。

イ エピペン注射について

アナフィラキシー症状が現れたら、30分以内にアドレナリンを投与することが患者の生死を分けると言われており、救急搬送時間を考慮すると、学校で投与が必要となります。

エピペンは本人もしくは保護者が注射をすることが原則ですが、アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、エピペンが手元にありながら症状によっては児童・生徒が自己注射できない場合も考えられます。

その場合には、近くにいる教職員が注射をする必要があります。(以下「(注) エピペン注射を教職員が行うことについて」参照)

ウ 効果と事後措置について

アドレナリンは、人の副腎から分泌されるホルモンで、主に心臓の働きを強めたり、末梢の血管を収縮させたりして血圧を上げる作用があります。エピペン注射後は、様々なアナフィラキシー症状が急速に改善します。ただし、効果の持続時間は10分程度であり、また、エピペンはアナフィラキシー症状に対する補助治療薬なので、エピペン注射により症状の改善が図られても、必ず医療機関を受診する必要があります。

エ 副作用

アドレナリン投与の副作用としては、効果の裏返しとして血圧上昇や心拍数増加に伴う症状(動悸、頭痛、振せん、高血圧)が考えられます。動脈硬化や高血圧が進行している高齢者などでは、脳血管障害や心筋梗塞などの副作用も起こりえますが、一般的な小児での副作用は軽微であると考えられます。

② エピペンの管理と運用について

ア エピペンを学校で管理する場合の注意点

子供が低年齢で、管理上の問題などの理由により、保護者からエピペンの保管を求められた場合は、保護者、本人、学校医、学校薬剤師等の指導のもと、以下の事柄についても確認しておくことが重要です。

- ・学校が対応可能な事柄
- ・学校における管理体制
- ・保護者が行うべき事柄(エピペンの有効期限、破損の有無等の確認)など

また、学校は破損等が生じないように十分に注意をする必要がありますが、破損等が生じた場合の責任は負いかねることなどについて保護者の理解を求めることも重要です。

イ エピペンの保管場所に関する注意点

エピペンを学校で保管するときは、利便性と安全性を考慮し、すぐに取り出せる
ところであり、かつ、ほかの子供たちが容易に手の届かないところで保管する必要
があります。また、保管場所については、全教職員が把握しておく必要があります。

③ エピペンの使い方等について

具体的なエピペンの使い方等につきましては、各校に配布しております資料『保育
園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック』及び
付録のDVD『アナフィラキシー！その時どうする！？～保育園・幼稚園・学校にお
ける食物アレルギー緊急時対応～』において、準備から片付けまでの手順がわかりや
すく解説されています。

また、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」の中にも、エピペンの使い方が写
真付きで紹介されています。

各学校においては、このような資料を積極的にご活用いただき、エピペンの使い方
等について、教職員全員が共有しておいてください。

※『保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブッ
ク』の内容については、以下のURLから、全文ダウンロードできます。

http://www.tokyo-eiken.go.jp/kj_kankyo/allergy/to_public/guidebook

アナフィラキシーとアナフィラキシーショックの違い

○アナフィラキシー

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛やおう吐などの消化器症状、ぜい鳴
(ゼーゼー)、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラ
キシーという。

○アナフィラキシーショック

アナフィラキシーの中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合をアナフィラキ
シーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態である。

アナフィラキシーは、急激に進行することが多いため、片時も目を離さず、迅速に対応することが
求められる。「エピペン」を処方されている場合には、適切なタイミングで注射することが重要であ

(注) エピペン注射を教職員が行うことについて

エピペンの注射は法的には「医行為」にあたり、医師でない者（本人と家族以外の者であ
る第三者）が「医行為」を反復継続する意図をもって行えば医師法第17条に違反すること
になります。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、エピペンを自
ら注射できない状況にある児童・生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がない
ものと認められるため、医師法違反にならないと考えられます。また、医師法以外の刑事・
民事の責任についても、人命救助の観点からやむをえず行った行為であると認められる場合
には、関係法令の規定によりその責任が問われないものと考えられます。

(『学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン』P. 67より抜粋)

(7) 食物アレルギーに対する学校の役割

① 校長及び副校長の役割

- ア 食物アレルギーについて「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が提出された児童・生徒の保護者と面談した場合には、保護者面談の内容を踏まえ、児童・生徒ごとの「食物アレルギー個別取組プラン」を作成し、年度当初に食物アレルギー対応委員会等を通じて、教職員全員と情報共有をしてください。特に、エピペンが処方されている場合には、保管場所などの情報共有を必ず行い、使用方法についても校内で実技研修を行ってください。
- イ アナフィラキシー症状が起こった場合などの緊急時の対応について、「緊急時対応カード」に基づき、それぞれの教職員の役割分担を明確にしておいてください。
- ウ 学校におけるアレルギー疾患対応に対して、研修等への積極的な参加を促し、教職員の理解啓発を図ってください。
- エ 緊急時の連絡先（主治医及び関係病院、保護者の勤務先及び携帯番号等）を各学期の始めに再度確認しファイルにまとめ、職員室、保健室など複数の場所において保管してください。また、保管場所を教職員全員で共通理解してください。
- オ 転入者があり情報共有が必要となった場合は、職員朝会等の場を活用し、迅速に情報共有をしてください。

② 担任の役割

- ア 当該児童・生徒のアレルギー疾患の状況を理解し、保護者面談で示された学校の方針に従い、学級運営に当たってください。
- イ 給食時間における食物アレルギーのある児童・生徒に対する対応
 - (ア) 保護者面談で確認した給食の提供内容に適した対応をしていることについて毎日確認して給食を提供してください。配食の際には、当該児童・生徒の詳細な献立情報を確認して、アレルギー物質を含んだ食物を児童・生徒に誤飲食をさせないようにしてください。
 - (イ) 食物アレルギーのある児童・生徒の誤飲食を防止するために、保護者の同意を得た上で、黒板に児童・生徒の氏名と食べてはいけない献立等を示すなど見える化を図り、学級の児童・生徒の協力を得て対応してください。
 - (ウ) 給食時間において担任が不在となる場合には、補教者に対して、必ず食物アレルギーのある児童・生徒がいること、給食時間に配慮すべきこと、緊急時の対応について引継ぎをしてください。また、必要に応じて、出席簿や補教票等に必要な内容を記録した用紙を添付してください。
- ウ 食物・食材を扱う授業・活動に対する対応
 - 当該児童・生徒のアレルギー疾患の状況を踏まえ、生活科や家庭科、特別活動等において食物・食材を扱う場合には、事前に保護者と連絡、調整を図り活動の内容を決め、保護者及び学校の両者から児童・生徒に知らせてください。
- エ 校外学習、移動教室及び修学旅行における食物アレルギーのある児童・生徒に対する対応
 - (ア) 校外学習、移動教室及び修学旅行における食物アレルギーのある児童・生徒に

対する対応については、当該行事を行う前に、保護者面談を実施し、学校としてできる対応について、保護者と共通理解を図ってください。

(イ) 旅行会社や宿泊先との連絡を確実にし、保護者の同意を得た上で、当該児童・生徒のアレルギー疾患に関する情報を伝達してください。

(ウ) 保護者面談の方法、書類の作成等については、前述を参考にしてください。

③ 補教者の役割

ア 担当する学級に食物アレルギーのある児童・生徒がいるかどうかを確認し、いる場合には、給食時間に配慮すべきこと、緊急時の対応など、担任から当該児童・生徒の対応について引継ぎを受けた後、給食指導等に従事をしてください。

イ エピペンの保管場所、AEDの設置場所等を把握しておくとともに、食物アレルギーのある児童・生徒への緊急時の対応について十分理解をしておいてください。

(8) 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出しない場合の学校の対応

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」については、医師の診断を受ける必要があり、文書料が保護者負担となることから、その提出を負担と感じる保護者もいるものと思われます。

このため、学校生活において特別な配慮が必要であるにもかかわらず、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出がなされないケースも考えられます。

このような場合には、次のとおり対応してください。

① 担任や養護教諭が、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出がない場合には、学校では特別な配慮ができないことを説明する。

② ①の対応によっても提出がなされない場合には、管理職が説明をする。

4 詳細な献立情報の提供を求められた場合（「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」不提出）の学校の対応

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が提出されていないため、学校では特別な配慮をしないことについて、保護者に十分説明をしてください。

実施時期、説明事項等は、以下を参考としてください。

① 実施時期

説明は、新年度4月から学校において適切な対応ができるようにするため、「アレルギー情報提供依頼書」が提出された後から3月までの間に行ってください。

② 説明事項

ア 児童・生徒自身で対応してもらうことの説明。

イ 学校で特別な配慮はしないことの説明（詳細な献立情報が学校には提供されないことなど）

5 食物アレルギーはあるが、保護者が学校生活において特別な配慮は必要ではなく、詳細な献立表も必要ないと意思表示をしている場合の学校の対応

(1) 「アレルギー献立表（家庭対応用）」の提供

市内小学校において事故が発生（以下「(注) 市内小学校における事故」参照）したように、食物アレルギーはあるが、症状が軽微である等の理由により、保護者が学校生活において特別な配慮は必要ではなく、詳細な献立表も必要ないと意思表示をしているケースもあります。

このような場合には、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が提出されないことと学校では特別な配慮ができないことを説明することとなります。

なお、食物アレルギーはあるが、保護者が学校生活において特別な配慮が必要ではなく、詳細な献立表も必要ないと意思表示をしている場合でも、家庭支援の方策として「アレルギー献立表（家庭対応用）」（様式11）を参考として情報提供します。

(2) 保護者への配布

学校は、給食課から毎月配布されている「アレルギー献立表（家庭対応用）」を必要枚数コピーし、「アレルギー献立表（家庭対応用）保護者通知」（様式12）を添付の上、該当の保護者に配布してください。

(注) 市内小学校における事故

平成25年6月、市内小学校において、食物アレルギーはあるが症状が軽微であるため、学校生活において特別な配慮は必要ないとされていた児童が、食物アレルギーとみられる症状により、病院に緊急搬送される事故が発生しました。

第3章 食物アレルギー以外のアレルギー疾患への具体的な対応

1 食物アレルギー以外のアレルギー疾患を把握するための保護者への通知

食物アレルギー以外のアレルギー疾患（気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎又はアレルギー性鼻炎）を把握するための保護者通知の内容、保護者通知の送付時期、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出時期等は、『第2章食物アレルギーへの具体的な対応 2食物アレルギーのある児童・生徒を把握する方法』と同様です。

2 食物アレルギー以外のアレルギー疾患について「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が提出された場合の学校の対応

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」により食物アレルギー以外の気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎があるとされた児童・生徒に対しては、保護者と学校管理職等と面談を行い、児童・生徒のアレルギー疾患について十分理解をし、学校内で情報共有をして適切な対応をしてください。

(1) 保護者と学校管理職等との面談の実施

① 保護者との面談による共通理解

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が提出された場合には、保護者と十分な話し合いを行ってください。

児童・生徒のアレルギー症状や、学校生活での配慮の内容等については、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」にも記載されていますが、それだけでは、情報が不十分であるため、必ず保護者と面談をし、保護者の希望と学校でできることについて、相互理解を図ることが大切です。

実施時期、確認内容は、以下を参考としてください。

ア 実施時期

面談は、新年度4月から学校において適切な対応ができるようにするため、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が提出された後から3月までの間に行ってください。

イ 参加者 保護者、校長又は副校長、担任、養護教諭等

ウ 面談時の確認事項

(ア) 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の内容の確認（該当項目の確認、医師の証明、学校側への情報提供同意の確認など）

(イ) 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の補足確認など（「食物アレルギー以外のアレルギー疾患に対する保護者面談記録表」（様式13）の作成）

(ウ) 緊急時の対応の確認

(エ) 内服薬等の管理及び使用の方法並びに教職員の対応方法の確認

(オ) 学校生活における特別な配慮

② 保護者との最終確認について

学校内で検討した対応等について、保護者と最終確認してください。学校で作成した「食物アレルギー以外のアレルギー疾患に対する保護者面談記録表」を保護者に示し、署名、捺印を受け、保管しておいてください。

なお、アレルギー疾患について児童・生徒の症状が変化した場合には、保護者から直ちに連絡をもらおうとともに、改めて、面談を実施するようにしてください。

(2) 教職員全員の共通理解

アレルギー疾患のある児童・生徒への学校生活での配慮については、保護者面談の内容を踏まえ、児童・生徒ごとの『アレルギー疾患個別取組プラン』を様式8「食物アレルギー個別取組プラン」を参考に各学校で作成し、校内会議の場などで、情報共有を図ってください。

アレルギー症状が予期せぬ場面で起きた場合は、近くにいる教職員が適切な対応をとることが重要です。このため、アレルギー疾患に関する一般的知識や、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が提出されている児童・生徒についての情報については、「アレルギー疾患個別取組プラン」などに基づき、教職員全員が共有しておいてください。

(3) 緊急時の対応

気管支ぜん息の急性発作時などでは、保護者面談で確認した緊急時の対応に基づき、症状に沿った対応を実施してください。

また、緊急時の対応経過については、時間と症状を必ず記録しておくようにしてください。

(4) アレルギー疾患の治療薬を持つ児童・生徒への対応

気管支ぜん息の急性発作治療薬などのアレルギー疾患の治療薬を学校で使用するかどうかは、児童・生徒本人が判断をすることになります。

しかし、学校としても、事前に、保護者及び児童・生徒本人とどのような状態で使用するか、その際の学校の対応、日頃の治療薬の管理方法などを話し合っておいてください。

(5) アレルギー疾患に対する学校の役割

校長及び副校長の役割、担任の役割並びに補教者の役割については、第2章食物アレルギーへの具体的な対応 3食物アレルギーについて「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が提出された場合の学校の対応 (7) 食物アレルギーに対する学校の役割を参考にしてください。

様式の一覧

様式 1	学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
様式 2 - 1	アレルギー情報提供依頼書
様式 2 - 2	アレルギー情報提供停止依頼書
様式 3	アレルギー献立表
様式 4	詳細献立表（献立材料一覧）
様式 5 - 1	（小学校在校生用）食物アレルギー調査票の提出について（お願い）
様式 5 - 2	（小学校在校生用）食物アレルギー調査票
様式 5 - 3	（新中学校 1 年生用）食物アレルギーの状況把握について
様式 5 - 4	（中学校在校生用）食物アレルギーの状況把握について
様式 5 - 5	（中学校転入生用）食物アレルギーの状況把握について
様式 6	家庭における食物除去の程度確認表（保護者記入用）
様式 7	食物アレルギーに対する保護者面談記録表
様式 8	食物アレルギー個別取組プラン
様式 9	緊急時対応カード（対応チェックシート）
様式 10	緊急時対応カード（記録用紙）
様式 11	アレルギー献立表（家庭対応用）
様式 12	アレルギー献立表（家庭対応用）保護者通知
様式 13	食物アレルギー以外のアレルギー疾患に対する保護者面談記録表
様式 14	アレルギー除去食対応等申請書
様式 15	アレルギー除去食変更等申請書
様式 16	除去食・代替食対応献立表

制定・改訂の経過

平成 25 年 3 月 29 日	制定
平成 25 年 8 月 29 日	改訂
平成 29 年 3 月 24 日	改訂
令和 2 年 2 月 12 日	改訂